

○山井委員 二十分間、質問時間をいただきまして、ありがとうございます。

前回は質問をさせていただきましたが、性暴力犯罪で不起訴が相次いでいる、この非常に深刻な問題について質問をさせていただきます。

これは本当に与党も野党も関係がないと思います。日本という国で女性の方々が安心して本当に暮らすことができるのか、本当にこれは本質的な、深刻な問題であります。

先日、五月十一日にも、福岡、東京、大阪でフラワーデモが行われまして、三月に性暴力犯罪の無罪判決が相次いだ、そのことに関して、不安、怒り、危機感、そういうものを多くの方々がこのフラワーデモでも表明をされました。そして、性暴力犯罪、性暴力を許さないというかたい思いが語られました。

同時に、おとついで、山下大臣も面会してくださったと思いますが、きょうの配付資料二ページにもありますように、「相次ぐ無罪「刑法改正を」」、「性犯罪「司法判断おかしい」」ということで、性暴力被害者、当事者団体スプリングの方々が、司法の判断は被害実態を反映しておらず、市民感覚とずれているとして、法務省に刑法改正を求める要望書を出したと。山下大臣も面会してくださったということでもあります。このスプリングの山本代表は、一連の無罪判決では、被害者が性行為に同意していないと認定されながら、無罪になっている、当事者として苦しい、刑法の見直しの審議を始めてほしいということをお願いしております。

この右にありますように、刑法については、法律の施行後三年をめどとして見直し作業をして、その結果に基づいて所要の措置を講ずるということになっております。

前回の質問の中で、私は、ここ数年、悪質な性暴力犯罪に対して不起訴率が高まっているのではないかとこのことを指摘させていただきました。

それで、最新の資料が法務省から出てきましたので、この配付資料に入れさせていただきました。

その配付資料の下のところには、伊藤詩織さんの記事が出ております。「性被害者救済の仕組みを」。この伊藤詩織さんについても、ある男性と飲食をした際に、意識を失い望まない性行為をされた、しかし不起訴になってしまったと。会見で伊藤さんは、強制的性交罪も、被害者が抵抗できないほどの暴行、脅迫を受けたと証明できないと罪に問えないことは変わらない、三年後の見直しでさらなる議論が必要だと述べておられますし、また、会見では、公にしてからバッシングを受けて、前のように生活できなくなった、しかし、隠れなければならないのは被害者ではない、話すことでよい方向に変えていきたいと。この伊藤詩織さんも、今、日本を離れ、ロンドンに住まざるを得なくなっている。

そういう中で、このスプリングの方々も含めて、被害者の当事者の方々が顔を出して、名前を出して、何としても、自分のような被害が二度と起こらないように食いとめたいという声を上げておられる。このことを本当に、与野党を超えて、政府、国会を含めて、重く受けとめて、今こそ私は、行動に移さねばならないと思います。

ついては、最初の質問ですが、ここにありますように、平成二十六年、起訴率四三・三%から平成三十年、三四・七%へと下がって行って、五年間で約一〇%、強制わいせつ、強制的性交等の起訴率が低下しているんです。

この大幅に下がっているということに関して、大臣としては、深刻な問題だという認識はされておられますか。

○山下国務大臣 お答えいたします。

まず、起訴、不起訴につきまして、不起訴の理由というのは、犯罪の嫌疑が十分でない場合における嫌疑不十分、犯罪の情状や被害者の意向等の犯罪後の状況から訴追を必要としない場合における起訴猶予など、さまざまでございます。

一般論としては、検察当局においては、個別具体の事案に即して、法と証拠に基づき、適切に起訴、不起訴の判断をしているものと承知しておりまして、御指摘の数値も、その結果としての判断の集積であろうというふうに考えております。

起訴率というのが下がっているということは見られるわけですが、他方で、起訴人員は二十九年から三十年にわたってふえているということもございまして、ただ、それらはいずれもそういった判断の結果の集積でございまして、その評価を一概に述べることは困難であろうと考えております。

○山井委員 ここ、大事なんですが、改めてお聞きしますが、この起訴率が下がっていること、つまり、無罪がふえているということに関して、山下大臣は、深刻な問題だというふうに受けとめておられるのかおられないのか、そこはいかがですか。

○山下国務大臣 犯罪というのは、もちろん、犯罪被害者になられる方、それはもう個々でございまして。そして、その当該、いわゆる処理件数ということで挙げられていますけれども、それに対してどのような処分を行うかどうか、あるいは不起訴の理由がどうであるのかというのは個々の事案事案によって異なるわけでございます。そうしたものを、例えば起訴率ということでまとめて、どうかということについては、これはもう個々の事案の集積ということで受けとめざるを得ないわけございまして、その評価を一概に述べることは私は困難であろうと思います。

○山井委員 いや、私は非常に残念な答弁です。こういう、起訴率が低下し、無罪が相次ぎ、多くの女性の方、男性も含めて、怒り、不安、抗議の声を上げている中で、責任者の山下大臣が、起訴率が下がっていることに関して一概に評価できない、私はこれは市民感覚とずれていると思います。国民の不安、心配とずれていると思います。

これは十ページにもありますように、睡眠薬を使った性犯罪の急増、就活OB訪問の女子大生に大林組社員がわいせつ行為、就活生にわいせつ、不起訴、また、準強姦で起訴の男性会社役員に無罪判決と、多くのこういう報道もなされておりますが、私は、責任者である山下大臣、危機感がないと言わざるを得ないと思います。

そんな中、当然、いても立ってもいられぬ思いで、配付資料の三ページにありますように、一昨日、スプリングの、被害者、当事者団体の方々が、刑法改正、性犯罪の運用及び附則第九条における見直しに向けた要望と。重要な部分を読み上げさせていただきます。十行目ぐらいから読み上げさせていただきます。

相手の同意のない性的言動は性暴力です。国連は、身体の統合性と性的自己決定の侵害を性暴力と定めています。性的自己決定権とは、いつ、どこで、誰と性関係を持つのかを決める権利です。これは、全ての選択肢をお互いが十分に把握し、その瞬間の自由な意思に基づいて同意や拒否ができるときに発揮されます。

同意がなく、対等性がなく、自分の意思を無視され、望まない行為を強要されるとき、人は深く傷つきます。性暴力とは、決して許されない人権侵害です。

性暴力被害には、レイプ神話という社会通念上の誤解や偏見があることは周知の事実ですが、そのレイプ神話は、いまだに払拭されていません。

この刑法改正、見直しを必要とする大きなこれは枠組みであって、被害当事者だけではなく、これからの社会に必要な不可欠な概念だと私たちは考えております。それで、刑法改正をすべきだというこの要望が来ているわけですね。これは私たちも思いを同じにしております。

それで、先ほどの二ページにありますように、三年後の見直し規定があるわけですね。三年後の見直しということ、来年の夏から秋であります。早ければ、大急ぎでやれば、これは検討を加え、所要の措置を講ずるということですから、来年秋の臨時国会で刑法改正をするということも、この附帯決議からすると理論上は別におかしくない、最速、来年の秋の臨時国会だというふうに理解をしますが、法務大臣、その理解でよろしいですか。別に、やるやらないはまずおいておいて、この附帯決議の理解としては、三年後の見直し規定で検討を加え、所要の措置を講ずるということですから、最速だと来年の秋の臨時国会で刑法改正ということも含め、この附帯決議は検討を要請しているということでもよろしいですか。

○山下国務大臣 お答えいたします。

刑法一部改正法の附則九条においては、性犯罪における被害の実情や改正後の規定の施行の状況等を勘案して検討を加え、そして、必要と認められる場合には必要な措置をとるということとございまして。

我々としては、まずはこの実態把握、これに努めておるところでございまして、その上でさまざまな措置を検討していきたいと考えており、この附則九条に基づいて適正に対応していきたいと考えております。

○山井委員 今言ったように、附則九条ですから、三年後の見直し、これは計算すれば、早ければ来年秋の臨時国会ということになるんだと思います。

今、実態把握に努めていますとおっしゃいますが、それは当たり前の話なんですよ。それは何も頑張っていますということにならないわけで、実態把握に努めているのはいつでも実態把握に努めているわけで、ついては、

その実態把握をしつつも、早く検討会を立ち上げる、あるいは法制審を再開させるということで検討に入らないと、来年の秋の刑法改正には間に合わないと思うんです。

山下大臣、これを深刻に受けとめていただきたいと思いますが、もちろん、刑法というのはそう簡単に変えられるものじゃない、この間変えたばかりじゃないかという理屈が一方であるのはわかります。

しかし、こういう被害者の方々が要望され、全国各地で集会が行われ、デモが行われ、私ははっきり言って、これは異常事態だと思いますよ。緊急事態だと思いますよ。ここで動かないと、本当に、山下大臣そして日本の法務省、存在意義を問われかねないと思いますよ。

ついては、実態把握は前回の答弁でも聞いています、当たり前です、やるのは。いつから検討会をするのか、あるいはいつから法制審を再開するのか、そのめどぐらい、そろそろお答えいただけませんか。そうしないと、ここまで大問題になって、当事者もお願いしているのに、ゼロ回答だということになりますよ。ゼロ回答ですか。やはり一歩踏み出して、検討を始めたいとか法制審を再開したいとか、何らかの、一歩でもいいから前向きな答弁をお願いします。

○山下国務大臣 まず、実態把握を進めていかなければならないと考えております。

なぜなら、これは、その構成要件を改正すべきものであるのか、あるいは無罪判決が相次いでいるのが事実認定の問題であるのか、あるいはそれが捜査上の立証の問題であるのか、それらについて、やはり実態を把握しなければなりませんし、やはり被害者の思い、それもしっかり慎重に見る必要がございます。

御案内のことと思いますが、強制性交等罪における構成要件は、「暴行又は脅迫を用いて」というところでございます。これを全てなくすということがどういう効果をもたらすのかということも、やはり我々、慎重に検討しなければならぬというところでございます。

また、これに関連して、この「暴行又は脅迫を用いて」の暴行、脅迫についてどのように最高裁判決が解釈しているのかということについては、昭和二十四年判決で、相手方の抗拒を著しく困難ならしめる程度のものであるということを行っているわけでありますが、昭和三十三年の判決においても、それのみを取り上げて観察すればこの程度に達しないと認められるようなものであっても、四囲の環境その他具体的事情のいかんと相まって、相手方の抗拒を不能にし又は著しく困難ならしめるものであれば足りると解すべきであるということで、現在、検察等においてはこの四囲の状況等の立証について努めていると承知しておりまして、そうしたさまざまな実態の把握、そして、その構成要件自体、これを改正する必要があるのかどうか等についても、我々、見ていかなければならない。これについては、罪刑法定主義がございまして、やはり明確性の問題等もございます。そうしたことを今、実態を把握して、検討しなければならぬというところでございます。

○山井委員 結局、今までの答弁と全然、一ミリも前進していないじゃないですか。いつまでに実態把握をして、いつから検討会あるいは法制審の再開をするのかということを知りたいんです。

きょうの配付資料七ページにも入れていますように、諸外国に比べると日本の刑法は非常に緩過ぎるんじゃないか、加害者に甘過ぎるんじゃないかということがやはり明らかになっているわけですね。

例えば、最終ページも読み上げさせていただきますと、一例になりますけれども、この久留米、九州での犯罪でも、男性は、二〇一七年、飲食店で、当時二十二歳の女性が飲酒して深酔いして抵抗できない状況にある中、性的暴行をしたとして起訴された。裁判で裁判長は、女性はテキーラなどを数回一気に飲みさせられ、嘔吐しても眠り込んでおり、抵抗できない状態だったと認定。その上で、女性が目を開けたり、何度か声を出したりしたことなどから、女性が許容していると被告が誤信してしまうような状況にあったと判断した。無罪を言い渡したということなんです。

もちろん、個々の裁判についてとやかく、とやかくというか、私たちが評価するのは難しいかもしれませんが、やはり一般市民の常識として、意識できなくて、酒を飲まされて、深酔いさせられて抵抗できない状態でこういうことまでされても、不起訴、無罪になってしまう。日本じゅうの国民がこういう報道に連日接しているんです。これは一例ですよ。こういうことが相次いでいると言っているんです。私は個別のことだけを言っているんじゃないんですよ。こういう報道が相次いで、被害者の方も、女性も男性も含めて、いても立ってもいられないんです。そういう状況なのに、実態把握、実態把握と。

だから、いつまで実態把握して、いつ検討会を立ち上げるのかということをお答えください。今言ったように、附則によると、早ければ来年九月、刑法改正が可能なんですから。

繰り返し言いますよ。緊急事態ですよ。異常事態ですよ。被害者は続々と残念ながら出ているんですよ。放置していることになりかねないんですよ。私たちには、女性の人権、人間の人権を守る責任が、政府にも国会にもあるんですよ。被害者はどんどんどんどんふえる可能性があるんですよ。

やはりここは、山下大臣、対立する問題でもないので、ぜひ踏み込んで、いつごろまでに実態把握して、検討会、法制審を立ち上げるかぐらいの、一ミリでもいいから前向きな答弁をしてもらわないと、これだけの大問題になっても、相変わらず実態把握しなかせんと言ったら、何にもしていない、放置しているというふうにとられても仕方ありませんよ。ぜひとも踏み込んだ、前向きな答弁をお願いしたいと思います。

○山下国務大臣 性暴力が憎むべき犯罪でありまして、これに対して厳正に対応しなければならないという思いは私も山井委員と同じでありますし、また、私も検事の経験がございます。そういった中で、本当に悲惨な思いをし、そして、これはもう魂の殺人でございます。ずっとずっと被害が精神的にも続くんです。そうした思いは私も目の当たりにしております、その思いにおいては、山井委員といささかも異なるところはないと考えております。

また、個別の事件については、これは申し上げませんが、例えば、事実として申し上げますと、先ほどの引用された裁判例におきましては、これは控訴になっているというふうに承知しております。そして、その控訴理由についてつまびらかにすることは差し控えますけれども、そういった中身の中で、なぜこれがこういった無罪判決が出るのかということについては、検察当局において適切に検討されていると思います。

そういったことも含めまして、やはり実態把握をしっかりとした上で、性暴力に泣く被害者が出ないようにするためにはどうすればよいのか、適切にこういった犯罪者に対して処分が下るようにするにはどうすればよいのかということは、これはやはり実態を把握した上で適切な対応が必要であろうというふうに考えておるわけでございます。

○山井委員 全く納得できません。

今、実態把握とおっしゃいましたが、一つの重要な実態把握の方法として、委員長に最後をお願いしたいんですけども、ぜひ性暴力犯罪の被害の当事者の方々を呼んで、参考人としてお越しいただいて、集中審議をこの国会中にぜひともやっていただきたいと思っております。これは本当に、日々刻々とこういう悪質な事件が残念ながらふえています。起訴率も下がっています。そういう意味では、与野党を超えて、この法務委員会のやはり責任にかけても、ぜひそういう集中審議を早急に行っていただきたいと思っております。

委員長、いかがですか。

○葉梨委員長 後刻、理事会で協議します。

○山井委員 また引き続き質問させていただきます。ありがとうございました。